

## 【憲 法】

**問題** 次の事例を読み、設問に答えなさい。

Xは、Y市における子どもの貧困について、市民の側からサポートすることを目指して活動しているボランティア・グループ（以下、「グループ」という。）の責任者である。Xは、グループの日々の活動を通じて、Y市における子どもの貧困に対する施策の充実を市議会で強く訴える必要があると考え、平成〇〇年〇月〇日施行のY市議会議員選挙に立候補することを決意した。

Xは、立候補届出前に、4日間にわたり、自己の投票を得る目的で、同選挙の選挙人の自宅20戸を戸々に訪問して自己に投票するように依頼したため、公職選挙法129条1項（事前運動）および138条1項（戸別訪問）の各禁止に違反したとして起訴された（以下、「本件起訴」という。）。

なお、Xが戸別訪問した先はすべて、Xにとっては直接の面識や親交のある人のいる訪問先ではなかったが、グループの主力メンバーのAから、グループの活動に特に理解を示してくれそうな知人がいるとして紹介された訪問先であった。Xは事前の予告なしにこれらの訪問先を戸別訪問した。

**設問** Xは、自分は無罪であると考えている。本件起訴について世論がわき起こってマスコミの関心も高まった。ある新聞社が、本件起訴について、弁護士であるあなたに憲法上の見解を求めてきたとして、あなたはどのような見解を開示するか。資料1、2を参照しつつ、学説、判例を踏まえて見解を展開せよ。ただし、その際には、法令違憲と適用違憲双方に目配りすることを求める。

<資料1>公職選挙法

(選挙運動の期間)

第129条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第86条（公職の候補者の立候補の届出等）第1項から第4項まで若しくは第6項の規定による公職の候補者の届出のあつた日又は第117条第2項（長の決選投票の場合）の規定による告示の日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

(戸別訪問)

第138条1項 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。但し、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは、この限りでない。

<資料2>戸別訪問の禁止（公職選挙法138条1項）の目的について

「戸別訪問の禁止は、意見表明そのものの制約を目的とするものではなく、意見表明の手段方法のもたらす弊害、すなわち、戸別訪問が買収、利害誘導等の温床になり易く、選挙人の生活の平穩を害するほか、これが放任されれば、候補者側も訪問回数等を競う煩に耐えられなくなるうえに多額の出費を余儀なくされ、投票も情実に支配され易くなるなどの弊害を防止し、もつて選挙の自由と公正を確保することを目的としている」（最二判昭和56年6月15日刑集35巻4号205頁）。